

▼INDEX

- 1 【女性限定】JASDAQ IR&マネーセミナー ～人気企業の素顔を知る！～
 - 2 JASDAQ上場会社アナリストレポート(JQ ARP)のご案内
 - 3 上場会社動画配信情報
 - 4 証券取引等監視委員会コラム
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

第七期委員会活動方針について(その2)

前回は、証券検査・「ファンド販売業者に対する検査結果について」に関するご紹介を中断し、1月18日に発表した、第七期の監視委員会の活動方針について、述べさせていただいた。前回は、当該活動方針のうち、「1.証券監視委の使命」及び「2.基本的な考え方」に関して、ご紹介させていただいたので、「3.重点施策」の内容について、御説明することとしたい。

3.重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点を置いて、実効性のある市場監視を行っていきます。

(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ・見かけ上は法令違反とはいえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ・幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

包括的かつ機動的な市場監視を重点施策の柱の第一とするのは、第六期と同じである。第六期にも基本的な姿勢としていた「市場の空白をつくらない」ことを、引き続き掲げることとし、第六期において明示していた視点である「発行市場・流通市場全体に目を向ける」ことに加え、基本的な考え方の新たな柱である「クロスボーダー取引への監視の強化」を謳っている。なお、「クロスボーダー取引への監視の強化」に関しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、適切に対応する旨を述べている。

(2) 不公正取引や虚偽記載への厳正な対応

- ・インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。

・不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

この柱は、第六期にはなかったものであるが、重大な違反行為に対する犯則調査を念頭に置いた厳しい姿勢を示すため、重点施策として謳ったものである。特に、第六期において重点的に取り組み、成果を挙げた、発行市場・流通市場の両方にまたがる問題である不公正ファイナンスに対しては、引き続き厳正に対応することを記載している。また、摘発のみならず、監視活動の中で把握した制度に係る問題点については、金融庁に必要な問題意識を伝え、制度改正に必要な貢献をしていきたいと考えているところである。

(3) ディスロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

・正確な企業情報が、遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。

・上場企業等が虚偽記載を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取り組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。

・株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止め命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。

開示検査・調査については、第六期では、重点施策である「金融商品取引法制の適切な運用」の一項目であったが、適正なディスクロジャーの重要性に鑑み、また、そうした重要性から23年度に開示検査課が課徴金・開示検査課から課として独立することもあり、「ディスクロジャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施」を独立項目として謳ったものである。開示検査・調査の基本姿勢は、「正確な企業情報が、遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供される」ことであることを示し、そのために迅速・効率的な検査・調査を実施すること、また、企業に虚偽記載があった場合の自律的な取り組みである第三者委員会の状況に注意を払い、それら自律的取り組みが、「正確な企業情報が、遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供される」ことに資していない場合には、働きかけを行っていくことを記載している。

また、株式等の無届募集については、課徴金や犯則といった出口に加え、金商法192条の活用も含めて対応することとしていくものである(既に、一件の実績あり)。

(4) 課徴金制度の一層の活用

・課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。

・過去の課徴金事例について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

本項目は、第六期においても重点施策として掲げていたものであるが、課徴金調査は、犯則調査が必要な重大犯罪に至らない事案を迅速・効率的に処理する、重要なツールであることから、引き続き、その活用を謳っている。なお、20年6月以降発表している「金融商品取引法における課徴金事例集」などを通じた、未然防止のための情報発信にも引き続き積極的に取り組むことを明らかにしている。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

・検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。

・グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。

・悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。

・無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

証券検査は、第六期では、重点施策の一項目であったが、ファンドなど検査対象が大きく広がり、詐欺的な業者には金商法第192条の活用といった新たな手段も駆使して厳正に対応するとともに、「基本的考え方」に示したグローバル化への対応として、国際的に活動する証券会社に対しては国際的な監督・検査の枠組みを活用した対応が必要となっている。こうした証券検査を取り巻く状況の大きな変化の下、本項目を重点施策として掲げ、そのキーワードとして「メリハリの利いた検査」を掲げているところである。

(6) 自主規制機関などとの連携

・全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・検査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

本項目は、第六期に引き続いてのものである。近時の第一次情報受領者によるインサイダー取引の増加や、投資家が未公開株詐欺等に巻き込まれるケースが見られることを踏まえ、投資家への直接の情報発信・提供も強化していくこととしている。

次回は、三回前に述べさせていただいた、証券検査、そのうちファンド検査に関する件の続編をお伝えすることとしたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>